

様式第3号(第4条関係)

会 議 録

1 附属機関等の会議の名称

令和5年度第1回丹波篠山市人権尊重のあたたかいまちづくり審議会

2 開催日時

令和5年9月27日(水) 10時00分から12時00分まで

3 開催場所

丹波篠山市役所第2庁舎3階 2-301・302会議室

4 会議に出席した者の氏名

(敬称略)

(1) 委 員 市野力、瀧山玲子、北村収、中西幸治、中田京子、石田すみ子、
本荘賀寿美、高山和子、今井進、川嶋将太、田中勇次、川崎律子

(2) 執行機関 事務局 市民生活部 中筋有香、人権推進課 辻川かおり、善明浩二、
玉田誠二、大西由樹、中森実

教育委員会 学校教育課 西井正樹、教育研究所 伊勢三十六

教育委員会 社会教育課 小嶋健

保健福祉部 社会福祉課 中野悟

5 傍聴人の数

0人

6 議題及び会議の公開・非公開の別

公開

7 会議資料の名称

- ・令和5年度 第1回 丹波篠山市人権尊重のあたたかいまちづくり審議会 次第
- ・令和5年度丹波篠山市人権尊重のあたたかいまちづくり審議会委員等名簿【資料1】
- ・丹波篠山市人権尊重のあたたかいまちづくり条例及び規則【資料2】
- ・丹波篠山市人権施策事務事業【資料3】
- ・フィフティだより、ふれあい館だより

8 審議の概要

(1) 開会 (13:30)

(事務局) 令和5年度第1回丹波篠山市人権尊重のあたたかいまちづくり審議会を開会します。本審議会は規則において、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができないと定められています。本日は、15名中11名の方にご出席いただいておりますので成立しています。

また、丹波篠山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する条例に基づき、本審議会は公開で行います。会議録は要点筆記方式で、後ほどホームページで公開させていただきます。

それでは、次第によって進めさせていただきます。

(2) 委嘱状交付 ※任期：令和5年9月27日～令和7年9月26日

(3) 堀井副市長あいさつ

本日は、本来市長が出席させていただかなければいけないですが、他の公務があり、代わりに出席させていただきます。委員の皆様には、それぞれの団体や立場で、市政の先頭に立って頑張ってくださいとお願いしておりますこと、改めてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

いろいろな人権施策事業がある中で、直近では、昨年10月に男女共同参画センターを市民センターに設置しました。7月には、前宝塚市長の中川さんに男女共同参画アドバイザーに就任いただきました。平和活動では、市民の方からもご意見をいただき、3月にウクライナへカイロを15万個送らせていただきました。また、4月からパートナーシップ宣誓制度を導入させていただきました。他にも、今年度、多文化共生社会の推進に係る基本方針を策定します。

皆様から様々なご意見をいただき、市の人権施策がより良い形で取り組めますようお願いを申し上げます。

(4) 委員自己紹介 (資料1)

(5) 丹波篠山市人権尊重のあたたかいまちづくり条例、審議会規則について 資料に基づき事務局が説明

(6) 正副会長の互選

立候補、提案 なし 事務局案 承認

会長 本庄 賀寿美委員、副会長 今井 進委員

会長席、副会長席へ移動、あいさつ

(会長) 会長に選任いただきました本庄です。よろしくお願いいたします。

本日、委嘱をいただいた皆様は、それぞれの立場、経験、考えがある中で選ばれたと認識しています。皆様のご意見や思いが、丹波篠山市の人権施策に反映することが大きな骨組みとなり、あたたかいまちづくりにつながると思っています。

未熟な私ではございますが、皆様とともに人権について考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(副会長) 副会長に選任いただきました、今井と申します。

会長並びに委員の皆様方と、手を携えて、丹波篠山市の人権尊重のあたたかいまちづくりに向けてより一層努力をしてまいりたいです。ご支援、ご協力をよろしく申し上げます。

(会長) それでは、次第に従い進めていきます。6番、報告事項を事務局お願いします。

(7) 報告事項・事業説明

資料に基づき事務局が説明

(8) 意見交換

(会長) 何か質問や意見等ありましたら挙手をお願いします。

(委員) 市民意識調査をしてほしい。最後に市民意識調査をされてから6年経っている。6年前の意識調査でも、住民学習や学習会等の「若い世代の参加が少ない」と出てきていた。同和対策事業がなくなったので、多くの学校ではあまり学習していない、学校の先生自身が同和問題について十分に理解してない状況があると聞いた。今、丹波篠山市がしている人権学習や啓発についての成果、現状を知り、次につなげていくために調査する必要があると思う。そして、「部落差別が見えにくくなった」「部落差別は解消に進んでいる」と言われている。1970年代に直接部落差別をされていたのが、今は部落差別をされたことがない。若い世代層はどうか。部落の者としても、部落問題を学ばないといけないぐらい差別を感じなくなっているのではないかと感じている。しかし、自分が部落に生まれたということは、差別ではなくて、そういう状況があるので、やっぱり必要だとそれぞれの人が意識している。もうひとつは、学習会の内容がすごく変わってきて、最初は、「部落問題についてしっかりと実態を知ってください」ということであった。あたたかいまちづくり条例も、「人権を尊重したあたたかいまちをつくる」ということになっている。また、今までは「知る」でよかったが、推進法で「部落差別のない社会を実現する」と言われている。だから、学習会での質がすごく変わってきていると思う。市民一人一人があたたかいまちをつくるのだという意識と行動をつくっていかないといけない時代が来ている。市民意識調査をされたほうが、これからのためにも、これからの人権学習についても有効だと思うので、検討してほしい。一市民の立場では、今の思いを言うところがないので、委員になって審議会に参加させてもらって、これだけは伝えたいと思ったので、最初に提案させてもらおう。

(事務局) 住民学習については、私も若い世代がほとんどいないと感じている。県でも、いかに若い世代に知ってもらうかが課題となっていて、さまざまな事業を展開してもなかなか若い世代に届かないのが現状のようである。市民意識調査について、市民意識を把握しないで学習テーマを決めてしまっても確実につながらないので必要に応じてやっていきたいと思う。

(委員) 先ほど委員が言われていたことと同感で、人権問題というのは個々の意識下にどれだけ入ってきているかということが1番肝心だと思う。さまざまなテーマでいろいろな事業をされてきて、それが本当に広まっているのか、意識の中に入ってきているのかを知りたい。いろいろな人権問題が出てくる中で、部落問題は核だと思う。核となるものをしっかりと捉え、正しく知り、それに対してどう動いていくと良いか提案していただきたい。また、男女共同参画センターで多くの事業をされているが、男性社会の中にどうやって女性が入っていくのかという視点になって

いないかなと危惧している。女性が働くことも大事だが、家庭の中においても女性という人権がしっかりと保たれているかどうかの基本だと思う。

(事務局) 男女共同参画センターとして昨年 10 月に市民センターに開設したが、もともと男女共同参画センターはあり、今までも取り組んできた。昨年、第 3 次男女共同参画プランができ、今進んでいるところである。

(委員) いろいろと講演会や研修会を計画されているが、人権・同和教育研究協議会と意思疎通がどこまでできているのか、連携して進めていただきたい。似たような研修会等をしていて、別々で行動しているのがおかしいと思う。もう一つ、教育委員会との問題で、去年の夏休みに、人権作文を学校の先生が評価せず、人権擁護委員に丸投げした学校があったという話を聞いた。学校現場と人権擁護委員さんとの間で連携ができていないのではと感じた。子供たちが一生懸命書いた作文を先生方として何の評価もしないのは問題ではないかと思う。評価するためには、先生方としてそれだけの人権教育ができていないといけないと思うので、難しい問題だとは思っている。もう一つ考えていることがあって、まだ「男女共同参画」と言っていて、今も、同じ女性問題をしないといけないということである。実は、人権・同和教育研究協議会も歴史があり、もともと女性部会で、次に男女共生部会になって、今、男女が取れて、協働部会というところまでできている。だけど、市は、まだ「男女共同参画」という名前で、ジェンダーはどうなっているのかと思うが、根っこには家庭での女性の地位がどうかという話がまだ解決してない問題があるのも事実なので、連携して進めていけたらと思う。

(事務局) 月 1 回、教育委員会と人権・同和教育研究協議会と 3 者で会議を開き、開催する講演会や連絡事項などを伝え合って連携をとっている。今度、人権・同和教育研究協議会と共催で中川さんを講師に開設 1 周年の記念講演を開催する。

(委員) 昨日、人権作文が 301 枚出てきて、全部読み、点数をつけて、10 人の作品を選ばせていただいた。テーマとして出てきたのが、ジェンダー、いじめ、老人の問題が多く、部落差別はなかった。教育が行き届いていなくて、あまり知らないのかと思った。

(教育委員会) 令和 3 年度から中学校人権作文は法務省が管轄している。法務省から、「作文の数が多くなり先生方の時間を取ってしまうから、そのまま法務局支局の方に提出してもらったらい」という指示があった。ただ、令和 4 年度から校長会等で話をし、「必ず人権作文に関しては各学校できちんと目を通して評価し、3 点選び、支局の方に提出をする」ということになり、丸投げはなくなっている。同和问题について、令和 3 年度に教職員の意識調査を行ったが、若い世代の教職員に関しては、「同和问题について理解が不十分である」「授業で教えていく自信がない」という結果が出た。研修はしているが、社会の流れで、昭和 42 年から同和三法が続いて平成 15 年でストップし、平成 28 年までの空白の時期に教師になった、その時期に学生だった者 (20 代、30 代) の教職員の理解が薄く、その影響もあるのではないかと考えている。小、中学校の発達段階に応じて、同和问题には取り組んでいる。人権作文に出てきていないのは残念だが、引き続き取り組んでいく。

(委員) 今回は学校で選んでいただいた 3 点であったが、来年からは働き方改革で、全部出てくるかもしれないという話が出ていた。

(事務局) 教育委員会から、10 月 5 日の初任者研修で、人権について話をしてもらえないかとい

う依頼があった。内容として、1つ目は、子どもと関わることが多いので「子どもの人権について」と、2つ目は、先ほどの話にもあったとおり法律が切れた後から同和問題についての学習が停滞したのは私も感じていたので、「部落差別の現状や市ではどう取り組んでいるか」ということを中心に話をする予定である。

(委員) 私は、人権問題＝自分ごとにとらえることが大切だと思う。この問題は、他人ごとで考えていたら絶対自分のものにならないし、いつまでも他人事で終わってしまうと思う。同和問題が核になるのは大事なことだが、まず目の前にある人間を大事にする、尊重できるかどうかということが1番基礎的な人権だと思う。例えば、学校でのいじめ問題で、もし自分がいじめられる側いじめる側(当事者)になったとき、人権という遠くにあった問題が目の前に迫ってくるのだと思う。世の中にあふれるニュースを見ているとき、もし自分が、自分の家族が事故に遭った、犯罪に巻き込まれたとしたら、たちまちそれが自分事になってしまう。そんなときこそ「人間」とは「人権」とは何だろうと考える。一つの人権を考えたときに人を大事にすることだと。そうしたら、性的マイノリティも外国人も大切にしないといけない、高齢者の方にも思いやりを持たないといけない。そういうところからだんだん輪を広げていくようにして、その中にも同和問題があって、そこで生まれたということだけで、なぜ差別されないといけないのかということを知っていくということがまず人権の第一歩であるので、会議に出てこない若い人たちにと言われても、しょせん他人事で終わってしまう。1番身近にある問題から考え、広めていき、いろんな人権問題に気づいてもらうことが、みんなが1番入りやすい問題・考え方ではないかと思う。

あと、資料の説明も大切であるが、もっと意見交換の時間を持ちたい。事前に資料を届けていただいているので、目を通し、疑問点などをピックアップして集まると時間を有効に使えと思うので、検討をお願いします。

(委員) 35ページの障害福祉のところ、ノーマライゼーションということを考えると、住んでいる町によって暮らしやすい暮らしにくいということがあること自体が良くないと思う。社会福祉協議会では、子どもの福祉教育に取り組んでいて、出前講座で車椅子体験やアイマスク体験をしているが、「ずっと同じことを毎年1回はしている」という課題が上がっている。学校内は車椅子体験をして困ったところはないかなど分かるが、自分の住んでいる町や大きな公共施設も、ある程度車椅子の移動はしやすくなっているが、不十分なところもたくさんある。自分がもし車椅子に乗らないといけない生活になったらどうかということに教育の視点を持っていただきたいと思う。例えば、市役所にエレベーターはあるけど狭いとか、エレベーターの中にある鏡が何のためについているのかなど考えることが大切である。鏡は、車椅子が前進で入ってバックで出られるように下までついていないとバックがしにくい、自分のヘアスタイルを見るためについているのではないということを知っている知っていないでは全然違うと思う。学校ではエレベーターがついているところは少なく、もともと車椅子状態の子どもを教育の現場に受け入れるという感覚があったらエレベーターは整えていくと思うが、子どもたちが怪我をした時だけくらいの感覚だったら、わざわざエレベーターをつくらない。トイレがやっとな洋式になっていっているぐらいなので、エレベーターはなかなかだと思う。車椅子状態の子どもたちが入学しても、受入れられるような状態をつくる視点が最初から無いのが残念に思う。

社会福祉のところ、市民への理解啓発も大事だが、実際困っている人たちの声を集約したり、

まちづくりに生かす取組を課題として上げていても取組としては出てきていないので、アンケート調査を行うとか、高齢者になったら障がいがあっても介護保険が優先になるなど、一人一人に向き合うのは現実的に難しいが、声を集めるような取組を考えてほしい。

(委員) 相談業務通訳業務に関わる中で、30ページの外国人住民支援に関して、今、市内に1,000人を超える外国人がいる。市内に新しい工場ができるという話があって、ベトナムの方が100人近い単位で増えてくるのではないかと思う。今ベトナムの方たちの多くは技能実習生ということで、特定技能1号になり、数年後には2号になり家族帯同になるため、家族を呼び寄せることができる。今、通訳等でポルトガル語が多いのは、家族で来られているからである。ベトナムの方の中にはもう既に家を買われた方もいて、数年後には家族で滞在される方、あるいはほかのアジア圏の方たちが増えると思う。今特に問題だと思っているのは、31ページの医療現場のボランティア活動である。丹波篠山市でお世話になっているのが、生活支援のボランティア、通訳ボランティアである。市役所に行って書類を書きたいけど分からない、税金を1回で払うのが難しい、放課後の児童クラブでのトラブルなど、まったく日本語が分からない方がいたら対応をしている。医療現場のボランティア通訳というのは、特殊な面がある。命と健康に関わるような問題から、喉が痛いという程度のもので幅広くある。現状は、センターとして、市からの委託の中で医療現場に行くことはやめている。家族あるいは知人に頼むという形である。普段の風邪程度では何とかなったとしても、もっと重篤な命とか生活の質に関わるようなことになったときに、本当に正しく通訳がされているかどうか、あるいは通訳に過誤があり訴訟になった場合に、センターとしても通訳の場合は、何の保証も出来ないし、医療通訳というのは本当に特殊な部分があると思っている。センターとしては行けないが、どうしてもということで、個人に行っていた場合に、直近の8月では、夜の10時ぐらいに丹波医療センターに行って終わったのが夜中の2時半ということがあり、ボランティアですべき域を超えていると思うし、家族だったら訴訟とかという問題はないが、個人としてお友達としてというのは難しい。過去に他の地域であった例では、少し重篤な病気で、「ここの腫瘍がここまでになったら手術ができるが、それはとても厳しい状況です」というような話で、子どもさんはそれを直接親には言えなくて、「腫瘍が小さくなったら手術するからね」と伝えた。本当は腫瘍が小さくなったら手術ができるが、現状は難しいということ伝えたい医師の言葉と腫瘍が小さくなったら手術するからそれまで頑張ろうという子どもさんの言い方でも、本人が受けるときには対応が変わるかもしれない。そうしたときに、今は24時間体制で、プロの医療通訳者が、電話の転送とかで対応してくださる民間会社がたくさんできている。消防署に119番をしたときには、母語で話してもらったら、篠山に滞在している方の言葉であれば、全て消防署が契約している民間会社に転送されて、そこで3者通訳が行われる。ただ病院ではそういう対応ができないので、本当に必要な場合に、正しく医師の話を理解して、自分で考えて、自分がどうしたいかを伝えられるような医療通訳システムができることを望んでいる。

(中西委員) 映画「破戒」の上映が市民センターであった。分かりやすい映画なので是非見ていただいたらと思う。

(田中委員) 皆さんの意見を聞かせていただいて、「なるほど」と思うことがたくさんあった。ひとつ自分ができてきていることがあり、それは身近な問題を取上げていくということである。そこで住民学習をしていくとき、個人の課題がテーブルに上がったときに、自分自身はどうなの

かと問われると話が進んでいかない。身近な課題を勉強しないといけないが、そういう場面に実際になったら大変な事態を、「大変だ大変だ」と言う。神戸新聞の随想を読んでいて、「いたいいたい」と書いてあって、どういうことかと読んでいたら、「変わる」ということが書かれていた。そこに書かれていた障害のある娘さんに対して「自分はどうか」と問われたときに書いた文章だったが、「変わる」大変さである。女性に対して自分が思っていること、自分が感じられるものをうまく言えないが、障害のある方と接するときの自分の感覚というのも、うまく言えないが、「これどうなの」と自分で問う。「あなたはどうか、自分はどうか」と、あれだけ「人権人権」と言って、常に自分の中で差別意識はないのかと、そこまで問われる。そんな時代が今来ているので、先ほど言ってもらったことについて、もっともっと時間をかけて、一人一人がゆっくりと自分はどうかのかということ問うような勉強会にしていかないといけない。一つの例として、40歳の娘が中学生のPTAで、「女性の人権」を考える勉強会をしていた。ある女性が、「家の恥をさらすのは嫌や、言われへん」と言われた。実際、それは今もほとんど変わっていないと言うことを、お話を聞かせてもらって感じている。部落解放運動をしていて、同和問題のことが出たが、部落の者が、『部落差別の解消の推進に関する法律』について、市民の人に、「こういう時代が来た、そういう法律が出来た、なぜ国の責務で国民的課題なのか」ということを言い切らないといけない時代が来ていると思う。そのくらい問われている時代が来ているというのは、今お話を聞かせてもらって感じている。

(会長) 本当はもっと議論をすべき時間をとるところではございますが、予定している時間を少し超過しております。一旦、この意見交換は閉めさせていただきたいと存じます。では7番のその他を事務局お願いします。

(事務局) 8月11日に人権・同和教育研究協議会が上映された映画「破戒」の参加者アンケートの紹介

(会長) 閉会の言葉を副会長お願いします。

(副会長) 長時間にわたり、いろいろなご意見をいただき、非常に実りのある会であった。私から2点気が付いたことを申し上げる。先ほども要望として上がったが、資料を事前に配っていたので委員の方々には目を通していただいて、事務局の方も説明は省いていく。「課題ごとに意見がありませんか」という程度にとどめたいと思う。そうすると、意見交換時間がかなりとれるので、いろいろな方から問題や課題を出していただいて、お互いに意見交換することが、我々の学習会になると思う。また、行政も積極的に今の状況も含めて、報告や問題を投げかけていただくような会議ができたらと思う。それから、今までの話の中で、「人権」とは「人を思いやる心」で、それぞれが日々の生活の中でどれだけ人を思いやる心を持っているかだと思った。本日は長時間ご苦労さまでした。